

「令和6年度横浜型プロボノ事業業委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「令和6年度横浜型プロボノ事業業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について、明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) 参考見積
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施体制
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 健康福祉局総務部企画課長
 - 副委員長 健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長
 - 委員 健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課長
 - 委員 健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長
 - 委員 健康福祉局地域福祉保健部地域支援課長
 - 委員 市民局地域支援部市民協働推進課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 評価委員会を欠席した委員の評価は、採点に含めないこととする。
- 6 評価の合計点数が6割に満たない事業者は、選定対象外とする。
- 7 評価の結果、採点と同点の場合は、上位者を決定させるために、評価基準の評価項目のうち、以下の(1)～(3)の項目の合計点で点数比較を行う。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行わない。
 - (1) 会社の業務実績
 - (2) 本業務の実施体制
 - (3) 業務実施方針及び取組意欲等
- (4) (1)～(3)の合計点においても同点の場合は、委員長を除く評価委員の投票で多数決により、当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。
- 8 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選考委員会」という。）に報告するものとする。
- 9 評価委員会は非公開とする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

（選定の効力）

第7条 業務に特段の支障がない場合において、選定の効力は、当該選定された法人が事業を開始した年度から起算して3か年度とする。ただし、各年度の予算が横浜市議会において議決されるとともに、横浜市一般競争入札有資格者名簿に引き続き登録があることを条件とする。

附則

この要領は、令和5年12月13日から施行する。